業務管理体制の整備に関する事項の届出について

１　事業者が整備する業務管理体制

次の区分ごとに事業所数等に応じた業務管理体制を整備し、それぞれ届出が必要です。

（事業所等の数は１つの事業所で提供するサービスごとにカウント。ただし、障害者支援施設は１施設１カウント。）

①　障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設

②　障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

③　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設

④　児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者

⑤　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者

例）次の２事業所の運営を行う法人

Ａ事業所：生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援、特定相談支援、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援

Ｂ事業所：生活介護、就労継続支援Ｂ型

→以下の４つの届出が必要

・①の届出（事業所等の数生活介護×２、就Ｂ）

・②の届出（事業所等の数３：特定相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

・④の届出（事業所等の数２：児童発達支援，放課後等デイサービス

・⑤の届出（事業所等の数１：障害児相談支援）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(＝「法令遵守責任者」)の選任 | | |
|  | 業務が法令に適合することを確保するための規程(法令遵守規程)の整備 | |
|  | | 業務執行の状況の監査を定期的に実施 |

２　届出書に記載すべき事項

|  |  |
| --- | --- |
| 届出事項 | 対象事業者 |
| ①事業者の名称又は氏名  　事業者の主たる事務所の所在地  事業者の代表者の氏名，生年月日，住所，職名 | 全事業者 |
| ②「法令遵守責任者」の氏名，生年月日 |
| ③「法令遵守規程」の概要 | 事業所等の数が20以上の事業者 |
| ④「業務執行の状況の監査の方法」の概要 | 事業所等の数が100以上の事業者 |

３　業務管理体制の整備に関する届出書の届出先

（１）指定障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に係る届出

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①事業所等が他都道府県にも所在する事業者 | 厚生労働省 |
| ②すべての事業所等が東部圏域に所在する事業者 | 鳥取市 |
| ③①および②以外の事業者 | 県 |

（２）指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者に係る届出

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①事業所等が他都道府県にも所在する事業者 | 厚生労働省 |
| ②すべての指定特定相談事業所が一つの市町村に所在する事業者 | 市町村 |
| ③すべての事業所が東部圏域に所在する事業者（②の場合を除く） | 鳥取市 |
| ④①～③以外の事業者 | 県 |

（３）指定障害児入所施設に係る届出

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①事業所等が他都道府県にも所在する事業者 | 厚生労働省 |
| ②①以外の事業者 | 県 |

（４）指定障害児通所支援事業者に係る届出

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①事業所等が他都道府県にも所在する事業者 | 厚生労働省 |
| ②すべての事業所が東部圏域に所在する事業者 | 鳥取市 |
| ③①および②以外の事業者 | 県 |

（５）指定障害児相談支援事業者に係る届出

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①事業所等が他都道府県にも所在する事業者 | 厚生労働省 |
| ②すべての事業所が一つの市町村に所在する事業者 | 市町村 |
| ③①および②以外の事業者 | 県 |

【厚生労働省の届出先】

|  |
| --- |
| 障害保健福祉部企画課監査指導室  〒100－8916　東京都千代田区霞が関1-2-2  電話03-5253-1111内線3063　FAX 03-3580-6094 |

【鳥取市の届出先】

|  |
| --- |
| 福祉部指導監査課  〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地  電話 0857-22-8111(代表)　FAX 0857-20-3866 |

【県の届出先】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 東部圏域の事業所 | 上記(1)(2) | 障がい福祉課  〒680-8570　鳥取市東町一丁目220  電話 0857-26-7193　FAX 0857-26-8136 |
| 上記(3)-(5) | 子ども発達支援課  〒680-8570　鳥取市東町一丁目220  電話 0857-26-7865　FAX 0857-26-8136 |
| 中部圏域の事業所 | | 中部総合事務所福祉保健局地域福祉支援課  〒682-0802　倉吉市東巌城町2  電話0858-23-3120　FAX 0858-23-4803 |
| 西部圏域の事業所 | | 西部西部総合事務所福祉保健局福祉企画課  〒683－0802　米子市東福原1-1-45  電話 0859-31-9314　FAX0859-34-1392 |